

ID: 3052

担当部署: 総務課

処分の概要	現状変更の指示		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第47条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<b>【基準】</b> 法第47条の規定による。 (現状変更の禁止) 第47条 何人も、火薬類による爆発その他災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。但し、第39条第1項の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日